



(厚生労働省資料を基に作成)

【取組の方向性】

- 都内全域で地域福祉を推進するため、この計画に基づき、区市町村を支援する施策を展開します。
- 区市町村による、地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制の整備を進めるため、都は、ヒアリング等により都内区市町村の実態を把握し、好事例の普及を進めます。
- 区市町村や事業者が、様々な資源を活用し、包括的な相談・支援体制の整備を進めることができるよう、情報提供等の支援を行います。
- 重層的支援体制整備事業について、実施や実施を検討している区市町村に対し、包括的な支援体制を構築するための方策として、事業の実施や検討が円滑に行われるよう、区市町村のニーズに応じた支援を実施するとともに、情報提供や助言を行います。また、重層的支援体制整備事業に対する地域住民等への理解と普及を図ります。

(2) 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築

ア 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援

【現状と課題】

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法に基づく団体であり、地域の様々な課題解決に向け、地域住民、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設、専門機関などと協力し、行政とも連携しながら活動しています。

- 具体的には、ふれあいサロンや見守りネットワーク活動、地区社会福祉協議会の組織づくりといった住民による地域福祉活動の支援、ボランティア活動の推進、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に関する活動、災害時要配慮者支援活動、生活福祉資金の貸付けなど、地域福祉に関する幅広い活動を行っています。また、地域住民や事業者が自分たちの住みたいまちづくりを協議する場づくりにも取り組んでいます。
- 近年、経済的困窮やひきこもり、社会的孤立、権利侵害など地域の生活課題が深刻化・複雑化しており、制度のはざまに陥り、必要な支援につなぐににくい住民を丸ごと受け止め、解決に向けて取り組むため、包括的支援体制の構築が求められています。そのためには、地域住民や社会福祉関係者、専門機関、行政など、地域における幅広い協働・連携の仕組みづくりが必要であり、地域住民や事業者が参画する社会福祉協議会が果たすべき役割はますます重要となっています。
- こうした様々な課題を抱える住民に対する支援体制を各地域で構築する必要があり、その内容を区市町村が策定する地域福祉計画に盛り込むことが重要です。計画策定に当たっては、社会福祉施設やボランティア団体など地域福祉を推進する団体が参加して住民主体のまちづくり等に取り組む区市町村社会福祉協議会が、積極的に協力することが期待されています。

【取組の方向性】

- 今後、住民主体の地域福祉活動を計画的に展開するため、全ての社会福祉協議会が、行政と連携しながら、住民や民間団体の活動・行動計画である地域福祉活動計画の策定に取り組んでいくことが重要です。
- 区市町村が地域福祉計画を策定する際には、この計画との連携はもとより、社会福祉協議会に対して積極的な関与を求め、地域福祉活動計画と十分な連携を図ることで計画の実効性を高めていく必要があります。
- 都は、区市町村や東京都社会福祉協議会と連携し、社会福祉協議会における地域福祉推進の取組を支援します。

イ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

【現状と課題】

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならない地域住民の抱える多様な福祉ニーズに対応していくことを本旨とする法人です。
- 平成 28 年の社会福祉法の改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、社会福祉制度改

革の一つの柱として、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。都は、社会福祉法人が制度改革に対応できるよう、「地域における公益的な取組」を始めとした改正内容の周知や説明会を開催する等、必要な支援を行ってきました。

- 都内では、区市町村社会福祉協議会が事務局となり複数の社会福祉法人がネットワークをつくる取組が 46 地区で立ち上げられています。ネットワークでは地域にある生活課題に対してそれぞれの法人の特性を生かし、連携した「地域における公益的な取組」を始めています。
- 社会福祉法人には、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者や他の社会福祉法人とのネットワーク等を生かしながら、「地域における公益的な取組」の実践により、地域共生社会の実現に積極的に貢献していくことが期待されています。

【取組の方向性】

- 社会福祉法人が、地域の福祉ニーズに対応した「地域における公益的な取組」の実施により地域社会へ貢献できるよう、区市や東京都社会福祉協議会と連携して、取組事例の収集・提供等、引き続き支援していきます。

「いたばし社福連」(板橋区) －それぞれの「できること」を分け合い、 それぞれの「むずかしい」を解決するネットワーク－

板橋区内の社会福祉法人施設が連携を図り、高齢・障がい・児童その他の分野で、地域のニーズに即した公益的な取り組みを行っています。

平成 28 年度から社会福祉法人施設等連絡会(社福連)のネットワークを活かした「オール板橋」による地域における公益的な取組みを開始し、会員数は 102 施設(令和 4 年度末)にのびります。

「いたばし社福連」ができた背景・経緯

それぞれの社福ができることを持ち寄れば、分野も超えた活動に

社会福祉法人は、福祉サービスの中核的な担い手のみならず、その使命に基づき、地域で生活のしづらさを抱える方々に対し、制度外を含め、多様な取組を展開してきました。

平成 28 年の社会福祉法改正の中で、改めて、地域公益事業が社会福祉法人の責務と明記されたことから、「分野を超えて社福が連携すべき」という考えのもと、顔の見える関係性をもとに、いくつかの法人が集まり、「どのような状態なら責務を果たしたことになるか」について議論を始めました。

高齢分野、障がい分野、児童分野と各法人の活動領域に違いがあっても、それぞ

れの“得意”を持ち寄り、それぞれの“むずかしい”を解決できれば、包括的な支援体制が目指すところに至るのでは、と考え、各分野の代表者が相互に働きかけ、区内の社会福祉法人が分野を超えて連携する体制の構築を目指しました。お互いに「できること」を持ち寄り、「オール板橋」で取組みを進めていきたいという思いが、「いたばし社福連」の始まりです。

つながりによるメリットの視点からみた「いたばし社福連」の特色

「できること」を分け合って「むずかしい」を解決することで、無理なく主体性を維持

それぞれの「できること」を分け合い、それぞれの「むずかしい」を解決するとして、主体性のある無理のないつながりを大切にしています。例えば、「シェアいたばし」（社会福祉資源ガイド）の取り組みでは、町会・自治会、地域福祉や学校関係の行事に利用してもらおうと、各法人の資源を洗い出し、物品や会議室などのスペース、出前講座・講師などを提供してもらっています。

分野・エリアを超えた会員相互協力

活動の制限が大きかったコロナ禍では、災害などの喫緊のテーマについて、集中して検討しました。近年、豪雨災害の危険性が高まっていますが、板橋区も地域によっては例外ではありません。水害は発生時刻が予測しやすく、また、平時の備えが肝要なため、ネットワークを活かして分野を超えた対策・支援体制を構築しました。

例えば、「台風19号」で一時孤立した川越市の施設職員から体験談を聞くなど、水害に対する危機意識の共有に努めたほか、LINE トークルームを使った情報共有、水害想定区域内の施設から区域外の施設へ利用者を移動させるといった、合同訓練も実施しました。

① 目的・要項の追加／平時からの備え

令和3年度、設置要綱の目的に災害時等の会員相互協力を追加し、さらに新たに「災害時における会員相互協力要項」を定めました。

応援要請に対し、協力できる範囲で、応急対策及び復旧対策等を円滑に実施できる体制の構築を目指しました。



④ 情報共有ツールの運用

合同避難訓練での実践を通して、災害時における情報共有の仕組み（ツール）の必要性が再認識されました。

- ①被災時でもアクセスが良い
 - ②使いやすく、使い慣れたもの
 - ③タイムラグなく確認できる
- これらを満たすことを重視し、LINEトークルームを採用しました。



② 情報共有・意識醸成

首都圏大震災等、大規模災害を想定すると被害の程度設定が困難です。まずは水害を想定し、各施設が目指す活動・施設間連携を具体的に想定して進めることになりました。

研修や情報交換会を実施しながら、着実に意識醸成と活動へと展開していきました。



③ 合同避難訓練実施

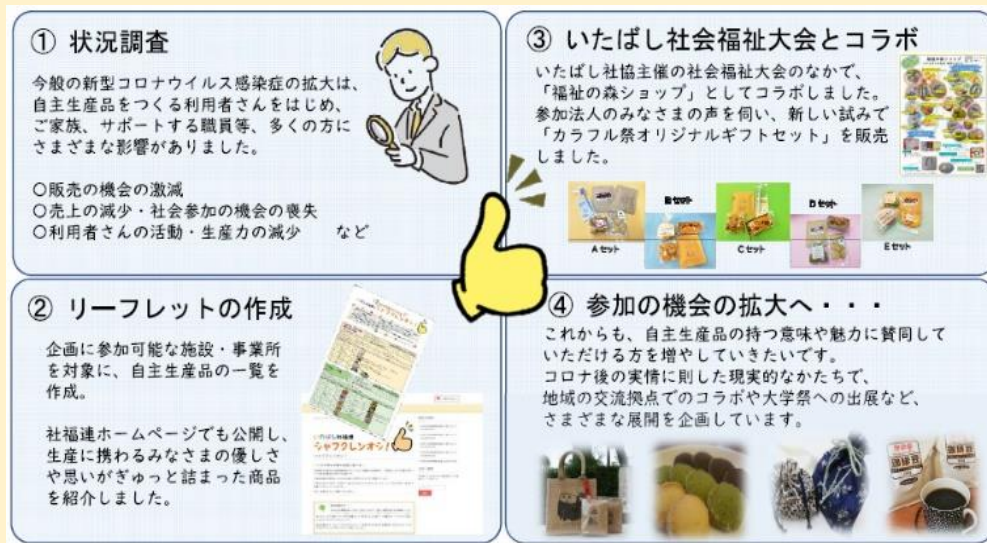
集中豪雨による水害を想定し、水害想定区域内にある特養施設の利用者を、水害想定区域外にある特養施設まで避難させる合同避難訓練を実施しました。



ピンチも新たな取組へ発展させる

お菓子や手工芸品など、障がい者施設の利用者さんなどが生産に携わっている「自主生産品」があります。コロナ禍で自主生産品の販売が厳しくなるなか、いたばし社福連の中で、各施設のおやつとして提供するなどの協力支援を行ったほか、「シャフクレンオシ👍」として自主生産品の意味や魅力を地域の皆さんに紹介する企画を行っています。

さまざまな困難を持った方々にとって、販売する機会や成果が、社会参加や活動につながるという視点でネットワーク全体で後押ししています。



今後の展望

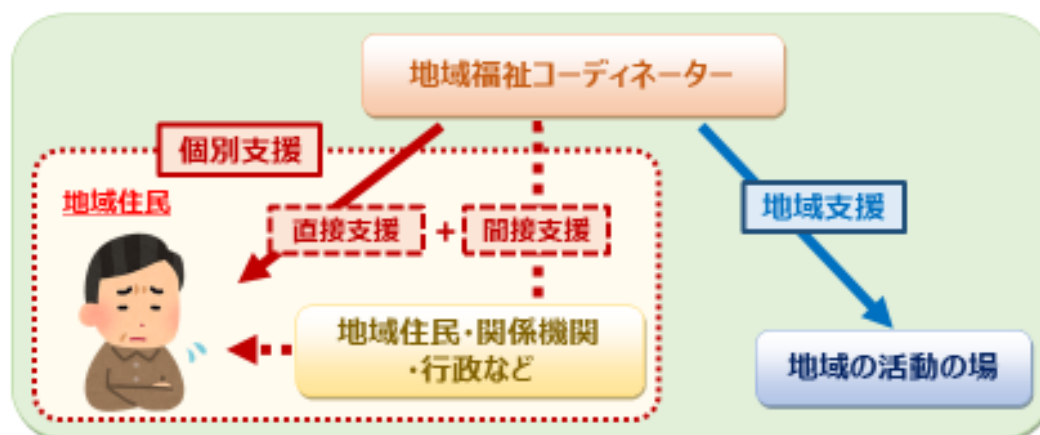
板橋区地域福祉活動計画の基本理念にある、「あなた“らしさ”で彩るいたばしを創ります」のフレーズにあるような、それぞれの施設が有する“らしさ”や多様性を維持しながら、地域共生社会実現のため、高齢・障がい・児童という従前からの分野を超え、行政機能だけでは完結し難い様々な問題に対して、ネットワークの強みを活かして積極的に取り組んでいきます。

ウ 地域福祉コーディネーターの活動支援

【現状と課題】

- 区市町村が包括的支援体制を整備するに当たっては、社会福祉法第106条の3第1項第1号において「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」が挙げられています。
- また、コロナ禍の日常生活が長期にわたったことによる影響や、これまでは把握されていなかった課題がコロナ禍で顕在化したことなどの状況もあることから、地域づくりを担う人材の支援が重要になっています。

- 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ（令和元年12月26日）において、地域づくりに向けた支援を進めるに当たっては、場の確保支援とあわせて、地域の既存活動や助け合いを把握しながら、それらを応援するとともに、新たな活動を生み出すため、地域づくりを応援するコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能）が求められています。
- 地域づくりのコーディネート機能が確保されることで、例えば、地域づくりに関心のある者が地域のプラットフォームに集まり、コーディネーターと連携することで、これまで結びつきのなかった人と人とがつながり、新たな参加の場が生まれ地域の活動を高めることにつながります。
- 地域福祉コーディネーターは、こうした役割を担う人材として、東京都社会福祉協議会において養成研修を実施するとともに配置促進に向けた取組を行っており、区市町村社会福祉協議会において配置が進められています。
- 地域福祉コーディネーターの主な活動内容は、住民のニーズや地域のニーズを把握し、ネットワークを構築して支援が必要な人を行政や専門機関などに適切につなぐことであり、住民への「個別支援」と地域づくりを行う「地域支援」が大きな役割となっています。
- 「個別支援」は、制度のはざまにある課題や複雑な課題を抱えた住民に寄り添って支援する「直接支援」と、地域住民や関係機関、行政等と連携して個人を支援する「間接支援」に分けることができます。「間接支援」では「直接支援」をサポートするために、地域住民や関係機関、行政などからなるネットワークの形成を行います。
- 「地域支援」は、地域や地域住民のニーズ、資源等を把握する関係形成が重要であり、住民主体の活動や仕組みづくりなどの立上げ支援、運営が軌道に乗るまでの寄り添い型の支援を行うことで、住民が自主的に活動を発展できるよう支援することを目指すものです。



- また、地域福祉コーディネーターには、地域住民等による解決が困難な課題を区市町村が整備する多様な支援体制につなげたり、つなぎ直したり、新たな仕組みづくりを提起したりする役割も期待されます。
- こうした地域づくりを担う人材は、地域福祉コーディネーターのほか、介護保険制度による生活支援コーディネーターなど、役割が重なる専門職等があります。
- そのため、都内における地域福祉コーディネーターの配置状況は地域の実情によって様々であり、専任で配置している地区、生活支援コーディネーターと兼務で配置している地区、他の業務と兼務している地区、コーディネーターの配置ではなく地区担当制を導入して地域福祉活動を進めている地区などがありますが、配置に至っていない区市町村も見られます。
- 区市町村社会福祉協議会が、地域福祉コーディネーターの配置について、地域住民をはじめ、地域の関係者の協力や行政の支援を受けるためには、コーディネーターによる活動の記録や事例を検証し、活動内容を可視化しておくことが有効です。

【取組の方向性】

- 地域の実情に応じた地域づくりを推進するため、地域の様々な資源を活用しながら包括的な相談・支援体制の整備を進めることが求められています。
- 地域住民等、関係者が連携・協働して地域づくりを進めていくためには地域福祉コーディネーターなど、ハブになる役割を担う人材を地域に配置することが有効であり、区市町村が地域の実情に応じて取り組めるよう、必要な支援を行っていきます。

「地域福祉コーディネーター」の活動事例（北区） －制度の間にある課題をネットワークで解決－

「地域福祉コーディネーター」は、地域の課題に対し、地域住民等とともに課題解決に取り組む、資源開発や地域のしくみづくりを進めています。「地域福祉コーディネーター」は、地域によっては「コミュニティソーシャルワーカー」（CSW）等、様々な名称で同様の活動をしており、ここでは、北区社会福祉協議会で活動するCSWの活動を一例としてご紹介します。

役割・活動のポイント（北区社会福祉協議会の場合）

既存のサービスでは対応できない課題に対し、地域で支えるしくみをつくる

地域には、既存の制度やサービスだけでは解決が困難な生活課題や、望まない孤立による生きづらさなどを持つ人々、といった課題があります。

それらの課題の把握や解決に向け、地域組織や福祉専門職、関係団体などと連携